

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 375 回

今年も残すところ 3 ヶ月となりました。年明けの株価下落から始まり、侵攻・暗殺・インフレなど大変厳しい 1 年でした。皆様のところは無事に 1 年が送れそうですか。円安で原料や諸費用の単価が高騰し、さらに来年はそこにインボイス制度・改正電子帳簿保存制度等、我々中小企業にとってはいたずらにお金と時間がかかることが押し寄せてきます。気が重いですね。

ところで日本電産の永守重信氏が書かれた、「成しとげる力」(サンマーク出版)という本があります。大変すばらしいと思います。そして参考になりそうな事が書かれていますので以下に記したいと思います。是非参考にさせていただいて、この逆境を乗り越えてください。

1. 困難は必ず「解決策」を連れてやってくる

人生とは、苦楽が交互に織りなす「サインカーブ」である。多くの苦しみを経験したあとには、必ず大きな喜びがやってくる。そして大きな苦難を乗り越えた人にこそ、より多くの幸せが待っているのだ。したがって困難や逆境のなかにいるときこそが、飛躍のチャンスなのだ。だからけっしてそこから逃げてはならない。どんな強い逆風であろうと、敢然と向き合い、それを乗り越えていくことだ。

2. 働く人の意識を変えれば会社はよみがえる

学校の成績に関係なく、とにかくやる気のある人材を採用し、日々の仕事のなかで徹底的に鍛えた。その効果はめざましかった。多くの社員が期待どおり「と金」になり、会社を支える人材に成長していったのだ。

大変な時ですが、十分注意して頑張ってください！！

前田の《今人生を語る》第 280 回

めざめよ日本人 (202)

日本の国民が政治に無関心・無知であること、これが一番危険です。たとえば政府が対外政策をどうしようとしているのか、その結果「近い将来に日本は外国人であふれかえっている」ことが起こり得ると思います。

国民としてしっかり注意しておきたいものです。

令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式について、その適用にあたっての留意点をいくつかご説明させていただきます。

1. 適格請求書の記載事項の留意点

下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

2. 売手の留意点(適格請求書発行事業者の義務)

適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

(1)適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書(又は適格簡易請求書)を交付する。

(2)適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

(3)修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)に誤りがあった場合に、修正した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)を交付する。

(4)写しの保存

交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)の写しを保存する。

3. 買手の留意点(仕入税額控除の要件)

(1)現行との相違点

令和5年10月1日以後に仕入税額控除の適用を受けるためには「適格請求書等の保存」が必要となります。なお、適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。また、現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、これらの規定は廃止されます。

(2)手書きの領収書

相手方から手書きの領収書の発行を受けた場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、その手書きの領収書に適格請求書として必要な事項(上記1の記載事項)が記載されている必要があります。

(3)口座振替による家賃の支払

口座振替により家賃を支払う場合、適格請求書の記載事項の一部(例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項)が記載された契約書とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。なお、令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合は、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。